

次の店舗の大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による届出がなされたので、同条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により縦覧に供します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

武蔵小杉駅南口西街区市街地再開発ビルおよび東急武蔵小杉駅ビル商業施設

川崎市中原区小杉町三丁目 4 7 2 番 1 他

2 届出の年月日

令和 8 年 8 月 1 3 日

3 縦覧期間及び時間帯

令和 8 年 8 月 2 0 日から令和 8 年 1 2 月 2 0 日まで

4 意見書

同法第 8 条第 2 項の規定により、生活環境保持の観点から意見を有する者は、意見書の提出により、これを述べることができます。

(1) 提出期限：令和 8 年 1 2 月 2 0 日

(2) 提出先：川崎市経済労働局観光・地域活力推進部
商業・サービス業振興担当

様式第2（第6条関係）

※受理年月日	令和8年 8月 13日
※受理番号	8収川経観地第178号
※備考	

変更届出書

2026年8月13日

川崎市長殿

東急株式会社
取締役社長 堀江 正博
東京都渋谷区南平台町5番6号

株式会社マルエツ開発
代表取締役 齊藤 浩
東京都豊島区東池袋五丁目51番12号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：武蔵小杉駅南口西街区市街地再開発ビルおよび東急武蔵小杉駅ビル
商業施設

所在地：川崎市中原区小杉町三丁目472番1他

2 変更した事項

（1）大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名

株式会社マルエツ開発

（変更前）代表取締役 石井 英雅

（変更後）代表取締役 齊藤 浩

（2）大規模小売店舗において小売業者を行う者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙小売業者一覧参照

3 変更の年月日

（1）2026年3月1日

（2）別紙小売業者一覧参照

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者が変更したため
- (2) 小売業者の代表者、商号及び住所の変更並びに出退店のため

